

議案第 14 号

字の区域及び名称の変更について

字の区域及び名称を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

なお、この字の区域及び名称の変更は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成 31 年 3 月 6 日 提出

四万十町長 中尾 博憲